

貯法	室温保存
----	------

承認指令書番号	農林水産省指令 24 動薬第 208 号
販売開始	1969 年 11 月

使用前に必ず本書を読み、内容を理解したうえで使用してください。  
また、本書を必要なときに参照できるように大切に保管してください。

### 動物用医薬品

### 角質溶解シャンプー

# カニマルワン<sup>®</sup>

## MEDICATED CANIMAL<sup>®</sup> ONE SHAMPOO

動物の病気の中で多発し、治しにくくて困るのが皮膚病です。なかでも、痒みや軽い痛みを伴う皮膚病や掻痒症と呼ばれている皮膚病は、動物の神経をいらさらさせ、局部を掻きやぶり、そのため急速に患部を広げて悪くすることがよくあります。

本剤は、二硫化セレンを有効成分とした弱酸性の薬用シャンプーです。二硫化セレンと洗剤を配合したシャンプーは、洗浄力が強いので犬の脂漏症治療、フケ取り等に有効です。

#### 【成分及び分量】

本剤 1 g 中  
二硫化セレン…………… 10 mg

#### 【効能又は効果】

犬：乾性湿疹、脂漏及び非特異性皮膚炎による皮膚の残屑の除去及び症状の緩和。被毛の清潔化。

#### 【用法及び用量】

二硫化セレンとして下記の量を 1 回量として、全身に擦り込むように泡立たせ、作用させる。患部には特によく擦り込む。

小型犬：0.1 ～ 0.3 g 中型犬：0.3 ～ 0.6 g 大型犬：0.6 ～ 1.2 g

本剤としては、下記の量を 1 回量として使用する。

小型犬：10 ～ 30 g 中型犬：30 ～ 60 g 大型犬：60 ～ 120 g

#### 【使用上の注意】

##### (基本的事項)

- 守らなければならないこと  
(一般的注意)
  - 本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
  - 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
  - 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
  - 本剤は猫には使用しないこと。
- (犬に関する注意)
  - 本剤は外用以外に使用しないこと。
- (取扱い及び廃棄のための注意)
  - 本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
  - 本剤とポビドン・ヨード剤の併用はしないこと。
  - 本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
  - 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
  - 小児の手の届かないところに保管すること。
  - 本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
  - 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
  - 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
2. 使用に際して気を付けること  
(使用者に対する注意)
  - 過敏症体質者等で、発赤、掻痒感等の過敏症状が現れた場合には、直ちに使用を中止すること。
  - 本剤が誤って眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
  - 手に傷がある場合は、手袋等を装着し、薬剤が傷口に直接付着しないよう注意すること。

(犬に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・使用により刺激症状が現れた場合には直ちに使用を中止し、獣医師の診察を受けること。
- ・アカラス症、疥癬症が認められる場合は患部を広げることがあるので、使用の可否については慎重に判断すること。
- ・開放性の傷口がある場合は刺激することがあるので、使用の可否については慎重に判断すること。
- ・粘膜、被毛のほとんどない部分では刺激することがあるので、これらの周辺には薬剤がなるべく接触しないよう、注意して使用すること。
- ・本剤が誤って眼、鼻、口等に入ると刺激があるので、入らないように注意すること。
- ・本剤の使用時には眼瞼には眼科用軟膏、雄ではさらに陰のう部にワセリン等の軟膏を塗布し、薬液がかからないようにすること。

(取扱い上の注意)

- ・よく振り混ぜてから使用すること。
- ・使用に当たっては、被毛を温湯又は水で十分に湿らせ、よく泡立てて洗浄すること。
- ・薬液を擦り込んだまま、通常 5 分間放置すること。症状によっては 5 ～ 15 分間放置するのが良い。
- ・薬液を残さないように被毛、皮膚を十分にすすぐこと。
- ・皮膚炎の症状により、必要な場合は 4 ～ 7 日間隔で使用すること。
- ・白い被毛は着色することがある。

【包装】

200 g、4 kg

【製品情報お問い合わせ先】

フジタ製薬株式会社  
〒193-0942 東京都八王子市栢田町1211  
電話 (042) 661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

製造販売元



**フジタ製薬株式会社**

東京都品川区上大崎2丁目13番2号  
<http://www.fujita-pharm.co.jp>

**FUJITA PHARM**